

議 案 第 34 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の俸給表に準じ、俸給月額の改定を行うとともに、特定の職員の
昇給を停止するため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項に次のただし書を加える。

ただし、行政職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であつて、かつ、その職務の級の区分に応じそれぞれ同表の号俸欄に掲げる号俸以上であるものの昇給は、行わないものとする。

職務の級	号俸
5 級	105
6 級	112
7 級	86
8 級	76

第5条第4項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第6項中「号俸」の次に「（行政職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が第3項の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、その職務の級の区分に応じそれぞれ同表の号俸欄に掲げる号俸）」を加える。

別表第1を次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中

「	「										
<table border="1"><thead><tr><th>号俸</th></tr></thead><tbody><tr><td>105</td></tr><tr><td>112</td></tr><tr><td>86</td></tr><tr><td>76</td></tr></tbody></table>	号俸	105	112	86	76	<table border="1"><thead><tr><th>号俸</th></tr></thead><tbody><tr><td>99</td></tr><tr><td>111</td></tr><tr><td>84</td></tr><tr><td>63</td></tr></tbody></table>	号俸	99	111	84	63
号俸											
105											
112											
86											
76											
号俸											
99											
111											
84											
63											
」を	」に改める。										

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の松戸市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、附則別表に定めるところにより、切替日の前日においてその者が属する職務の級におけるその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じた号俸とする。